

宮城県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

平成27年3月2日

宮城県警察本部訓令第3号

宮城県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令を次のように定める。

宮城県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 申立て（第4条－第6条）
- 第3章 委員会（第7条－第11条）
- 第4章 審査（第12条－第17条）
- 第5章 処分等（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び人事委員会規則4-0（職員の任用に関する規則）に定めるもののほか、条件付採用期間中の職員に対する分限処分としての免職及び降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する宮城県警察の職員のうち条件付採用期間中の職員をいう。
- (2) 所属長 警察本部の部及び仙台市警察部（以下「本部」という。）に置かれた課等の長、警察学校長並びに警察署長をいう。
- (3) 特定分限処分 職員の意に反する免職及び降任の処分をいう。
- (4) 特定分限手続 職員に対して特定分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

（処分事由）

第3条 本部長は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を免職し、又は降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないと認めるとき。
- (4) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当するとき。

第2章 申立て

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属の職員が前条第1号から第3号までに掲げる事由のいずれかに該当し、特定分限手続に付する必要があると認めるときは、特定分限処分申立書（別記様式第1号）により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して本部長に申立てをしなければならない。

(警務課長等の責務)

第5条 警務課長は、職員が第3条に掲げる事由のいずれかに該当し、特定分限手続に付する必要があると認めるときは、特定分限処分申立書により本部長に申立てをすることができる。

2 警務部参事官兼首席監察官は、職員が第3条第1号から第3号までに掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を警務課長に通報するものとする。

(申立てに必要な資料及び調査)

第6条 前2条に規定する申立ては、身上調査書（別記様式第2号）、本人及び関係者から事情を聴取して作成した書面（以下「事情聴取書」という。）、てん末書並びに次の各号に掲げる資料を添えて行わなければならない。ただし、本人若しくは関係者が作成を拒否し、又は所在不明等やむを得ない事由により作成が困難な場合はこの限りでない。

(1) 第3条第1号又は第3号に該当すると認められるときは、勤務成績又は適格性を判断することができる資料、事実調査書その他その事実を証明し、又は認定するに足りる資料

(2) 第3条第2号に該当すると認められるときは、本部長の指定する医師2人以上の診断書その他その事実を証明し、又は認定するに足りる資料

第3章 委員会

(設置)

第7条 警察本部に、宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第8条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は本部長とし、委員は部長等（宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第17条第1項の規定により置かれた各部長、首席監察官、組織犯罪対策局長、サイバーセキュリティ統括官、参事官及び運転免許センター長をいう。）、本部の課等の長及び警察学校長のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の命ずる委員が委員長の職務を代理する。

(招集、開会及び議決)

第9条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、その過半数の出席がなければ委員会を開き、議決することができない。

。

3 委員会の議決は、委員長を含む出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥及び回避)

第10条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

2 委員長及び委員は、審査に付される事案について、自ら審査に当たることが適当でないと認めるときは、委員長に対して、その理由を挙げて回避の申出をすることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

第4章 審査

(審査の要求等)

第12条 本部長は、特定分限処分申立てを受けた場合において、必要な調査を行い、委員会において審査を行わせる必要があると認めるときは、審査要求書(別記様式第3号)に証拠資料を添えて、当該委員会に審査の要求をするものとする。

2 委員長は、委員会に対する審査の要求を受けたときは、所属長を通じて、その旨を審査通知書(別記様式第4号)により、申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合は通知を省略することができる。

3 前項の通知を受けた被申立者は、第14条第1項ただし書に規定する口頭審査を要求するかどうかを、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、所属長を通じて、回答書(別記様式第5号)により、委員長に回答しなければならない。

4 前項の場合において、被申立者が期日までに回答しないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

(勤務に関する指示等)

第13条 本部長は、前条第1項の要求をした場合において、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関して、所要の指示を行い、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第14条 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員長が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

2 委員会の審査に当たっては、委員長の指名する者が、申し立てられた事実、証拠等について説明しなければならない。

3 審査のてん末は、審査委員会議事録(別記様式第6号)に記録しなければならない。

4 委員会の審査は、非公開とする。

(持ち回り審査)

第15条 委員長は、前条第1項の書面審査による場合において、委員会を開催する

必要がないと認めたときは、持ち回り審査により決定することができる。

- 2 持ち回りによる審査要件については、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

(口頭審査)

第16条 委員長は、第14条第1項ただし書の規定により、口頭審査を行うときは、所属長を通じて、審査の期日及び場所を口頭審査通知書（別記様式第7号）により、速やかに被申立者に通知しなければならない。

- 2 口頭審査の期日は、口頭審査通知書により、被申立者に通知した日の翌日から起算して7日以降の日とするものとする。
- 3 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。
- 4 委員長は、口頭審査を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事案について調査を行った者及び証人に出席を求め、又は証拠資料の提出を要求することができる。
- 5 被申立者は、口頭審査において、証人の呼出しを要求し、又は証拠資料を提出しようとするときは、口頭審査通知書を受領した日の翌日から起算して3日以内に、所属長を通じて、要求書（別記様式第8号）により、委員長に申出をしなければならない。
- 6 委員会は、被申立者、証人等を個別に、又は同席させて審査を行うものとする。

(委員会の勧告)

第17条 委員会は、職員の特定分限処分を必要とする事実の有無、処分の要否、種別その他必要と認めた事項について、委員長から勧告書（別記様式第9号）により、本部長に勧告するものとする。

第5章 処分等

(辞令等の交付)

第18条 本部長は、特定分限処分を決定したときは、辞令及び処分説明書（別記様式第10号）（以下「辞令等」という。）を、所属長を通じて、当該職員に交付して処分を行う。

- 2 辞令等の交付に際し、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合は、その内容を宮城県公報に掲載して公示し、交付に代えることができる。この場合においては、公示した日の翌日から起算して、2週間を経過したときに、辞令等の交付があったものとみなす。
- 3 所属長は、辞令等の交付に際して、受領書（別記様式第11号）を徴するものとする。
- 4 所属長は、当該辞令等を職員に交付した場合は、速やかに、その状況を処分状況報告書（別記様式第12号）により、本部長に報告するものとする。

(台帳の整理)

第19条 警務課長は、特定分限処分簿（別記様式第13号）を備え付け、当該処分

が行われた都度、その状況を当該簿冊に記録しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。
(宮城県警察公印規程の一部改正)
- 2 宮城県警察公印規程(昭和34年宮城県警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成30年3月29日本部訓令第15号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月4日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月5日本部訓令第2号)

この訓令中第1条及び第2条の規定は令和3年3月23日から、第3条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日本部訓令第8号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

長 団

特 定 分 限 処 分 申 立 書

所 属
階級（職）
氏 名

上記の者、特定分限処分手続に付する必要があると認められるので、下記のとおり申し立てる。

記

- 1 発覚の端緒
- 2 事実の年月日及び場所
- 3 事実の内容
- 4 添付書類（別紙）
 - (1) 証拠
 - (2) 身上調査書

別記様式第2号（第6条関係）

身 上 調 査 書			
		所 属 階級（職） 氏 名 生年月日	
採用年月日	年 月 日	給料月額 （級・号俸）	円 （ 級 号）
既往の懲戒処分等	処分年月日	処分等の種別・種類	処 分 理 由
	. .		
勤務及び成績の良否			
平素の行状			
部内又は社会の反響			
処分を加重又は軽減すべき事由			
処 分 に 対 する 意 見			
年 月 日			
長 印			

別記様式第3号（第12条関係）

年 月 日

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 殿

宮城県警察本部長 閣

審 査 要 求 書

宮城県警察条件付際期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令第12条第1項の規定により、下記の者の特定分限処分について審査を要求する。

記

- 1 被審査者の所属、官職、氏名、年齢
- 2 事実の概要（事実、適用法令等）
- 3 添付書類
- 4 参考事項

年 月 日

殿

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 閣

審 査 通 知 書

下記の事実について、当委員会に特定分限処分の審査の要求があったので通知する。

なお、口頭審査を要求するかどうかを、この通知書を受領した日の翌日から起算して3日以内に、回答書により、所属長を通じて回答されたい。

期日までに回答がない場合は、口頭審査を要求しないものとみなす。

記

事実の概要

別記様式第5号（第12条関係）

年 月 日

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 殿

所 属
階級（職）
氏 名

回 答 書

下記のことについて回答します。

記

- 1 審査通知書を、 年 月 日に受け取りました。
- 2 口頭審査については、
 要求しません。
 要求します。

注 該当する事項の□にレ印を付すること。

別記様式第6号（第14条関係）

審 査 委 員 会 議 事 録	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
出 席 委 員	
付 議 事 項	
被 申 立 者	
関 係 者	
発 言 要 旨	

年 月 日

殿

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 閣

口 頭 審 査 通 知 書

年 月 日付けの審査通知書により、あなたに通知した事実について、下記のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席されたい。

なお、相当の理由がなく出席しないときは、欠席のまま審査を行うものとする。

また、証人の呼出しを要求し、又は証拠資料を提出しようとするときは、所属長を通じ、年 月 日までに、要求書により委員長に申出をしなければならない。

記

- 1 審査の期日（年月日、曜日、時間）
- 2 審査の場所
- 3 参考事項

別記様式第8号（第16条関係）

年 月 日

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 殿

所 属
階級（職）
氏 名

要 求 書

私の特定分限処分に係る事案について、下記の証人を呼び出されたい。
なお、下記の証拠について審査されたい。

記

- 1 証人の住所、氏名等
- 2 証拠

宮城県警察本部長 殿

宮城県警察条件付採用職員分限審査委員会委員長 閣

勸 告 書

年 月 日付け、 に関する特定分限審査要求に基づき審査した結果、下記のとおり議決したので勧告する。

記

- 1 特定分限処分を必要とする事実の有無
- 2 処分の要否
- 3 処分の種別
- 4 その他必要と認める事項

委員長
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員
委員

別記様式第10号（第18条関係）

処 分 説 明 書

処分説明書交付日	年 月 日	整理番号	No.
処 分 者	官 職 宮城県警察本部長 <div style="text-align: right;">印</div>		
被 処 分 者	所 属		
	階級（職）		
	ふりがな 氏 名		
	生年月日		
処 分 内 容	処分年月日		
	処分種別		
	根拠法規		
処 分 理 由			
<p>《教示事項》</p> <p>この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、宮城県（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。</p>			

別記様式第11号（第18条関係）

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

氏名

受 領 書

特定分限処分に関する書面を下記のとおり受領しました。

記

- 1 辞令
- 2 処分説明書

別記様式第12号（第18条関係）

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

長 印

処 分 状 況 報 告 書

処分年月日	
被処分者 階級・氏名	
処分状況	
備 考	

